事業創出専門官二人、六次産業化専門官二人、金融専門官一人、商品取引専門官一人及び総合取引専門官一人を置く。

2　ファイナンス室は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　株式会社農林漁業成長産業化支援機構法（平成二十四年法律第八十三号）の施行に関すること。

二　農業競争力強化支援法（平成二十九年法律第三十五号）第二十七条から第三十条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。

三　食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成三年法律第五十九号）第九条から第十二条までの規定により株式会社農林漁業成長産業化支援機構の行う業務に関すること。

3　ファイナンス室に、室長を置く。

4　商品取引室は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する事務（協同組合等検査（第十七条第二項に規定する協同組合等検査をいう。第十二項において同じ。）に関することを除く。）をつかさどる。

5　商品取引室に、室長を置く。

6　新事業・食品産業調査官は、命を受けて、新事業・食品産業部の所掌事務に関し調整を要する重要事項その他の重要事項についての調査、企画及び連絡調整を行う。

7　新事業・食品産業調整官は、新事業・食品産業部の所掌事務に関する重要事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

8　新事業・食品産業専門官は、命を受けて、新事業・食品産業政策課の所掌事務に関し新事業・食品産業部長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

2　国際専門官は、命を受けて、国際経済課の所掌事務に関し国際部長が指定する専門の事項についての企画及び連絡調整に関する事務を行う。

3　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる事項（農林水産省の所掌に係るものに限る。）についての交渉に関する企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

一　多数国間の国際機関及び国際会議に関する事項

二　農林水産省の所掌事務に係る物資についての国際協定に関する事項

4　上席国際交渉官は、命を受けて、前項の事務を行い、及び同項の事務の一部を総括する。

5　国際農業機関調整官は、多数国間の国際機関及び国際会議に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものについての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

6　関税調整官は、農林水産省の所掌事務に係る物資についての関税に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関し調整を要する事項についての企画及び連絡調整に関する事務を整理する。

9　新事業創出専門官は、命を受けて、農林水産業及び食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業に関する新たな事業の創出に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

10　六次産業化専門官は、命を受けて、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）第四条第一項及び第四十条第一項に規定する基本方針並びに中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第三条第一項に規定する基本方針の推進に関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

11　金融専門官は、食品産業その他の農林水産省の所掌に係る事業の振興のための金融上の措置に関する専門の事項についての企画、連絡調整及び指導に関する事務を行う。

12　商品取引専門官は、商品市場における取引及び商品投資の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、連絡調整及び指導に関する事務（協同組合等検査に関することを除く。）を行う。

13　総合取引専門官は、金融商品市場における商品関連市場デリバティブ取引の監督に関する事務のうち農林水産省の所掌に係るものに関する専門の事項についての調査、企画及び連絡調整に関する事務を行う。

（卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官）

第九条　食品流通課に、卸売市場室並びに市場機能高度化専門官及び市場経営指導官それぞれ一人を置く。

2　卸売市場室は、中央卸売市場の監督その他卸売市場に関する事務（第十七条第二項に規定する協同組合等検査に関することを除く。）をつかさどる。

（国際専門官及び国際交渉官）

第九条　国際地域課に、国際専門官三十一人及び国際交渉官六人を置く。

2　国際専門官は、命を受けて、国際地域課の所掌事務に関し国際部長が指定する専門の事項についての企画、連絡調整、研究及び指導に関する事務を行う。

3　国際交渉官は、命を受けて、次に掲げる